

Title	慶應義塾大学藝文学会規約
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学藝文学会
Publication year	1986
Jtitle	藝文研究 (The geibun-kenkyu : journal of arts and letters). Vol.50, (1986. 12)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-00500001-0267">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-00500001-0267</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 慶応義塾大学藝文学会規約

## 第一章 総則

第一条 本学会は「慶応義塾大学藝文学会」と称する。

第二条 本学会は、文学、言語、芸術の研究を目的とする。

第三条 本学会の事務所は東京都港区三田二ノ一五ノ四五

慶応義塾大学文学部文学科研究室に置く。

第四条 本学会は第二条に定められた目的を達成するために

左の事業を行なう。

一、会員の学術研究を助成する事業。

二、会員の学術研究を發表する事業。

A、機関誌『藝文研究』の発行。

B、学術研究發表会の開催。

三、その他本学会の目的を達成するに必要な事業。

## 第二章 会員

第五条 本学会は慶応義塾大学藝文関係の教授、助教授、講師、助手及び入会を希望する卒業生、並びに会員二

名以上の推薦により委員会の承認を得た者を以て会

員とする。

第六条 会員はその研究を機関誌『藝文研究』及び本学会学

術發表会で發表することが出来る。

第七条 会費は別に定めるところに従う。

## 第三章 役員

第八条 本学会に左の役員を置く。

一、委員長 一名。

二、委員 若干名。

第九条 委員は会員の選挙によって慶応義塾大学藝文関係の

在職者の中から選ばれる。

第十条 委員長は委員の互選によって選ばれる。

第十一条 委員長は委員中から会計、編集その他の専門委員を

指名することがある。委員は委員長を補佐して会務

を執る。

第十二条 各委員の任期は二カ年とする。但し重任を妨げない。

## 第四章 会議

第十三条 本学会は総会と委員会とを開く。

第十四条 総会は委員長がこれを招集し、会員過半数の出席に

よって成立する。議事の決定は多数決による。

第十五条 総会は毎年一回開催し、役員の変更、会務報告等を行

う。

第十六条 委員会は随時これを開く。

## 第五章 総理

第十七条 本学会の会計年度は四月一日に始まり翌年三月三十

一日に終る。

第十八条 本学会の総常費は学校法人慶応義塾その他よりの補

助金並びに会費・寄附金及びその他の収入を以てこれに当てる。